

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年8月30日(木)
午前9時30分～正午

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 警察庁長官の外国出張について

警察庁から、「9月5日から9日までの間、薬物対策強化支援のため、長官がタイ及びカンボディアへ出張したい。長官の外国出張期間中、次長を長官事務代理とすることについて発令していただきたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

(2) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を

要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 殉職事案の発生について

警察庁から、「警視庁の警部補が、8月26日、職務質問の際、犯人に刃物で刺され、殉職した。」旨、報告があった。

委員から、「大変痛ましい事案であり、改めて警察官の職業の特性や厳しさというものを一般市民に考えさせる事案である。ところで、本件の凶器は法律に抵触しないのか、また、販売されていても問題にならないのか。本件のような凶器について何らかの規制が必要ではないか。さらに、『最初に空に向けて威嚇発砲する。』という考え方について伺いたい。空に向けて撃つ方がかえって危険なことがあるように思う。また、警視庁では先に催涙スプレーを配付したにもかかわらず、今回使用されなかったのは残念である。」との質問があり、警察庁から、「本件の凶器は銃砲刀剣類所持等取締法に規定する『刀剣類』には該当しないが、同法第22条に『業務その他正当な理由がなく一定の刃体の長さ以上の刃物を携帯してはならない。』旨の規定には抵触する。本件の凶器となった刃物については、元来武器として造られたものではなく、国内ではキャンプの際にも使用されているので、社会生活との兼ね合いを勘案し、その規制のあり方等について今後検討していきたい。第一線の警察官に『必ず最初に威嚇発砲する。』という意識が根付いているとすれば、国家公安委員会規則の改正も含め早急に検討していきたい。」旨、説明があった。

別の委員から、「大変痛ましい事案であり、どうしてこのような事案が起こったのか、どうすれば防止できたのか、ケーススタディとして分析しておいた方がよいと思う。耐刃防護衣の着装、管内実態把握等の問題点があると思うが、再発防止の観点から、いろいろな視点で分析しておくべきだと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘の点について、耐刃防護衣の着装、現場臨場の組織的対応、実態把

握等、多角的に分析、検討して地域警察としての対応策を講じたい。」旨、説明があった。

別の委員から、「最近、殉職事案が多く、第一線の警察官の間でもこの点を気にしているようである。今後の士気に影響を与えないためにも早急な対応が必要である。また、本事案について、先日、委員長が記者会見で、『警察官が制圧に来た時には撃たれる可能性があるんだということを、犯人があらかじめ予測するような環境になれば相当大きな抑止力になるのではないか。』という旨の発言をされたが、同発言内容は当を得たものであり、今回けん銃使用の要件の見直しを行う場合の重要なポイントであると思う。」旨の発言があり、警察庁から、「やはり、第一線の警察官が撃つべき時に自信を持って撃てるような環境作りが必要であり、これが犯罪の抑止につながるものと思われる。今回の見直しについては早急に結論を出したい。」旨、説明があった。

別の委員から、「今回のけん銃使用の要件の見直しは急を要する問題である。中間報告でもよいので公安委員会に早期に報告してほしい。また、警察官が携帯している警棒は、今回の事案に使われた凶器に対し防具として対応できるのか。」との質問があり、警察庁から、「『現場の警察官の装備品は重い。』との第一線からの強い要請で軽量化に取り組み、警棒についても現在の伸縮式の警棒となった経緯がある。今後、材質の検討や第一線の実情等を踏まえながら研究したい。」旨、説明があった。

(2) 最近の不祥事案について

警察庁から、

「警察大学の事務官が、平成12年6月から同11月までの間、警察庁職員の親睦団体である警察庁かすみ会からの助成金約100万円を業務上横領等した事案に関し、同校は、8月31日、同事務官を懲戒免職するとともに、警視庁に告訴し、警察庁は、監督責任として、同校教務部長ほか事務官3人を長官訓戒等の措置

とする予定である。

神奈川県警の警部が、平成6年8月、警察官3人による少女買春事件を署長、副署長とともに隠ぺいしていた事案に関し、同県警察は、8月24日、同警部を停職処分とし、公用文書毀棄罪等で検察庁に送致した。なお、警察官3人については、4月12日付けで減給処分を行い、3人とも依願退職している。

神奈川県警の巡査部長が、本年6月、捜査情報の提供をした見返りに捜査関係者から現金4万円を受け取っていた事案に関し、同県警察は、本日、同人を受託収賄罪で通常逮捕した。」

旨の報告があった。

(3) 「警察相談の日」の実施について

警察庁から、「9月11日の『警察相談の日』を中心に、市民からの相談を受ける各種相談窓口等の存在や利用方法について、積極的に広報活動を展開することとした。」旨の報告があった。

委員から、「以前から相談電話の短縮番号を『9110』としているが、桁数が多いため全く浸透していない印象があり、同番号を引き続き広報して活用を促進することに疑問を感じる。同番号を変更する必要があるのではないか。また、これに関連して、各国の警察機関への緊急電話番号が国によってまちまちであるが、ボーダレス時代に対応した世界共通の番号とするよう、日本側から提案してはどうか。」旨の発言があり、警察庁から、「短縮番号の件については、国民への浸透方法について更に工夫の必要があると思われるので検討していきたい。また、世界共通の緊急電話番号の件についても検討していきたい。」旨、説明があった。

(4) 第19回参議院議員通常選挙の違反取締りについて

警察庁から、「検挙総数については、8月28日現在、384件737人であり、平成10年の前回同時期と比べて166件250人の増加となっている。」旨の報告があった。

(5) 自動車安全運転センターに係る特殊法人等改革の状況について

警察庁から、「8月7日の閣僚懇談会での総理大臣指示を踏まえ、行政改革推進事務局より『特殊法人等の廃止又は民営化に関する調査』が発出された。これに対する当庁の回答を9月3日までに行政改革推進事務局に提出する。」旨の報告があった。

(6) 東京都・静岡県公安委員会規則による赤外線を吸収・反射するナンバープレートカバー等の規制について

警察庁から、「赤外線を吸収・反射するナンバープレートカバーは、最高速度違反行為を助長するものであることから、両公安委員会は公安委員会規則を改正し、当該カバーを取り付けるなどして自動車を運転する行為を規制することとした。」旨の報告があった。

委員から、「自動車は全国を走行しているわけで、同カバーの問題は東京都と静岡県だけの問題ではないはずである。なぜこの2都県だけの公安委員会規則で規制するのか。」との質問があり、警察庁から、「道路交通法第71条第6号では、『各県の道路状況や交通状況等に応じて、必要な運転者の遵守事項を各県公安委員会規則で規定することができる。』旨、規定されている。同カバーを着装している車両についてサンプル調査したところ、各県の同カバー着装率について、かなりの差異があり、東京都内及び静岡県内では同カバー着装率が高かったため、この2都県では公安委員会規則を改正することとした。同カバーの着装率が全国的に高まってくれば、他県も同様の改正を行う可能性もある。同カバーが全国的な問題になってきた場合には、法律による対応を検討する必要があると思うが、現在のところ、地域的差異があるので、各公安委員会規則による規制で対処しているところである。」旨、説明があった。

別の委員から、「自動車ナンバーの判読を困難にさせる目的以外の機能があるのか。」との質問があり、警察庁から、「メーカー側では、『ナンバープレートを傷や汚れから守ること、愛車のドレスアップを

行うこと、赤外線フィルムの有効波長をカットし、夜間の盗難を防ぎ、プライバシーを守ること』等をアピールしている。」旨、説明があった。

別の委員から、「同カバーの装着目的のほとんどが、速度違反摘発逃れのためであるならば、本件の規制について、警察庁は各県警察から相談を受けてケアするという考え方ではなく、むしろ予防の観点から、イニシアチブをとって法律改正を行うことも検討してはどうか。」旨の発言があった。

別の委員から、「同カバーの製造・販売業者も積極的に取締る必要があるのではないか。同カバーの規制についても、警察はもう少し勇断をもって対応すべきである。速度違反摘発逃れとわかっていながら検挙できないのは大変残念である。」旨の発言があった。

各委員の発言に対し、警察庁から、「道路運送車両法でナンバープレートカバー等の取付けを規制するのは、同法の規制目的との調整が難しい面がある。」旨、説明があった。

委員長から、「本件の規制について、本質的には各都道府県公安委員会の判断で行う性格の問題ではないものと思われる。また、道路運送車両法による規制についても、他の適切な行政目的のために使用することに何ら問題はないと思われるので、本件に関し、国家公安委員会において積極的な規制を求める示唆、見解があったということを踏まえ、関係省庁と折衝するなどして必要な措置を講じてほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「平成6年に、前面及び後面のナンバープレートの取付けを義務付けるべく関係機関と検討し、必要な改正に至った経緯もあるので、御指摘の点を踏まえて、検討させていただきたい。」旨、説明があった。

(7) 平成13年上半期における右翼関係事件の検挙状況等について

警察庁から、「本年上半期における右翼関係事件の検挙は、710件、1,017人で、昨年同期と比べ、108件、232人の増加となっている。また、右翼及び同周辺者からのけん銃押収は39丁で、昨

年同期と比べ6丁の増加となっている。」旨の報告があった。

委員から、「右翼の街頭宣伝車数や構成員数は増加傾向にあるのか。最近の情勢について伺いたい。」との質問があり、警察庁から、「近年の構成員数は横ばいであるが、暴力団と関係の深い右翼の比率は増加傾向にある。これは暴力団員が暴力団対策法の適用逃れのため右翼を標ぼうしている例が増加しているためと思われる。」旨、説明があった。

(8) 平成13年上半期における入管法違反検挙状況について

警察庁から、「本年上半期における出入国管理及び難民認定法違反事件の検挙は、3,231件、2,751人で、去年同期と比べ、511件、402人の増加となっている。中でも不法在留の検挙は405件、298人の増加と、件数・人員ともに大幅に増加した。」旨の報告があった。

委員から、「同法違反の検挙人員は去年同期と比べて増加しているが、『不法残留者推定25万人』説と比べると、まさに氷山の一角と思われる。また、入国管理局の収容所の収容人員に限界があるため検挙人員が増加しないとも聞くが、それぞれの実態について伺いたい。」との質問があり、警察庁から、「不法残留期間も千差万別で、同収容所の収容人員にも物理的限界がある現状であり、御指摘のとおり今後の検討課題である。」旨、説明があった。

別の委員から、「収容所が不足し、検挙に支障を来たしている状態を放置することは極めて問題である。現在の少子化によって廃校となっている小学校等について、人権に配慮した改装を行って収容所とすればかなりの人数を収容できるのではないか。きめ細かな公共事業が必要とされている現在、これらの改装は雇用促進につながるので、このような施策に対する補正予算の要求について関係省庁へ提案してはどうか。」との発言があり、これに関し、委員長から、「昨日、国際組織犯罪等対策推進本部の第2回会合があった。御指摘のような問題意識をもって同本部の施策に係る来年度の予算要求を進めていくこと

としているが、警察の立場ではまだまだ不十分な点があると思われる。同会合結果について、来週の定例委員会において警察庁より報告してもらい、各委員の御意見をいただくよう準備してほしい。」旨の発言があった。